

青森県報

第三千八十一号

平成二十一年
五月八日
(金曜日)

目次

告示

- 広域連合の規約の変更……………(市振興町課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

公告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課) ……二
- 右……………(同) ……二
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……六
- 同……………(同) ……六
- 出先機関……………(同) ……六
- 土地改良区の役員の退任……………(中南地域) ……六
- 教育委員会……………(同) ……六
- 博物館に相当する施設の指定の取消し……………(文化課) ……七

告示

青森県告示第三百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成二十一年四月十七日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第九一号の規定により公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
名称又は氏名 主たる事務所所在地又は住所	名 称	所 在 地	
社会福祉法人すわん	デイサービスセンター	五所川原市脇元一磯辺三六五の一	平成二〇一〇・四
五所川原市脇元一磯辺三六五の一	通所介護	五所川原市脇元一磯辺三六五の一	

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

① プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

八千八百六十四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

① 電子計算機等の賃貸借（リース） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

六千六百五十四万二千三百三十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

五千二百四十七万九千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十一年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

県境再生共同企業体

青森市大字戸門字山部二八の八

六 契約金額

一トン当たり三万三千元

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十一年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その1）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所
八戸セメント県境再生共同企業体

六 契約金額
八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

七 随意契約の理由
一トン当たり三万五百円

八 契約の相手方を決定した手続
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

九 契約の相手方を決定した手続
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十一年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その2）業務

一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所
奥羽クリーンテクノロジー県境再生共同企業体

六 契約金額
八戸市城下四丁目一二の五

七 随意契約の理由
一トン当たり三万四千四百四十円

八 契約の相手方を決定した手続
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

九 契約の相手方を決定した手続
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十一年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その1）業務

一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

三戸ウエイストパーク県境再生共同企業体

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二二四の一

六 契約金額

一トン当たり二万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十一年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その二）業務一

式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森クリーン共同企業体

むつ市大字奥内字二又二二

六 契約金額

一トン当たり二万二千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十一年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

八千万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社脇川工務店

二 代表者の氏名 脇川 亮一

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字関字小島崎一七〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一二七五八号

五 取消年月日 平成二十一年四月十三日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社成忠建設

二 代表者の氏名 成田 昭子

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字板柳字土井一六八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第八二〇七号

五 取消年月日 平成二十一年四月十五日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同法第十七項の規定により公告する。

平成二十一年五月八日

中南地域県民局長 佐 藤 修

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	岩淵恵津雄	平川市原田稲元六四の二	平成二・三・四

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第四号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条の規定により、小川原湖民俗博物館の博物館に相当する施設としての指定を取り消す。

平成二十一年五月八日

青森県教育委員会

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭